

関東総合通信局 令和4年度重点施策

－ デジタル変革(DX)で創る、新しい地域社会 －

関東総合通信局は、情報通信分野の行政を担当し、関東地域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県)を管轄する総務省の地方支分部局です。

デジタル化の推進やICT利活用の促進、電気通信事業や放送事業の監督、無線局の免許・検査、電波利用環境の保護等を通じ、魅力ある地域づくりと、地域住民の安心・安全な暮らしを目指しています。

令和4年度は『デジタル変革(DX)で創る、新しい地域社会』をキャッチフレーズとして、次の課題に取り組みます。

I 地域におけるデジタル化の推進

1 デジタル化の推進による利便性の向上

(1) テレワークや誰もがデジタル機器を使いこなすための施策を推進

より柔軟な働き方を実現するために質の高いテレワークの実施を支援し確実な定着を図る「テレワーク普及展開推進事業」、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の達成を支援する「デジタル活用支援推進事業」、地域が抱える様々な課題をデジタル技術やデータの活用による解決を推進する「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」等の施策によって、デジタル化の推進を図り生活の利便性向上を支援します。

(2) デジタル化を支える人材・研究開発支援

地域の活性化や地域課題の解決などに資する技術実証・社会展開及び電波利用に係る研究開発等の迅速な実施に向けて、ICT分野の競争的研究費である戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)を引き続き推進するとともに、高専ワイヤレスIoTコンテスト2022(WiCON2022)を支援します。

また、Beyond5Gを実現する革新的な情報通信技術の創出を目的として「Beyond5G研究開発促進事業」を展開し、大学・企業等地域の研究開発支援等を行います。

(3) 他府省・地方公共団体等との連携、産学官民連携による地域の発展やICT(IoT、AI等)利活用の促進

関東経済産業局との連携チームやその他の地方支分部局等との連携を通じ、地域の様々な分野を横断するICTの効果的な利活用を促進するとともに、地域経済団体や地域金融機関、大学、地方公共団体、NPO団体等との連携を拡大し、地域におけるIoT、AI等の技術革新の実装や導入を促進します。

また、地域が抱える様々な課題を地方公共団体から募集するとともに、企業や大学等から、これらの課題に対する解決策の提案を募りマッチングするなど、ICT利活用による地域課題解決を支援します。

2 情報通信基盤の整備促進

(1) 5G・光ファイバ等整備促進

急増するインターネットトラフィック増加への対応や災害時の情報提供の実現のため、光ファイバ網・5G携帯電話基地局の整備やケーブルテレビの光化等を促進します。

(2) ローカル5Gの活用促進

地域の企業や自治体等の様々な主体が、限定されたエリアで、スポット的に柔軟に構築できる「ローカ

ル 5G(超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続)」の普及・活用促進のため「課題解決型ローカル5G 等の実現に向けた開発実証」施策を推進します。

また、「特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定」等を行い、ローカル5G 設備に対する税制支援を通じて、より安全で信頼性のあるローカル5G 設備の導入促進を図ります。

Ⅱ 安心・安全な社会の構築

1 サイバーセキュリティの強化

(1) CYDER、NOTICE等の周知・セミナー等の開催

5G、IoT、AI が普及する中で、サイバー空間におけるセキュリティの確保が、安心・安全な国民生活や社会経済活動確保のうえで重要な課題であるため、関係機関と連携して CYDER(サイバー防御演習)、NOTICE(IoT 機器の脆弱性調査)の周知やセミナー等の開催などを通じて、地方公共団体、企業等へのサイバーセキュリティ対策を推進・支援します。

(2) 地域に根付いたセキュリティコミュニティ形成の促進

社会経済活動における更なるデジタル化の進展に伴い、特に中小規模の企業におけるサイバーセキュリティ対策の強化が急務となっていることから、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者、放送事業者等が連携し、セミナー・演習会の開催や情報共有等を通じて関東地域のセキュリティコミュニティ形成を促進します。

2 ICTによる防災・減災の推進

(1) 放送の安全・信頼性の確保、ネットワークの強靱化、放送コンテンツの製作取引適正化の推進

放送事故の防止、安全・信頼性の確保に向けて、地上放送ネットワークの強靱化やケーブルテレビの光化等の施策を推進します。

また、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する等の観点から「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の遵守徹底を推進し、放送業界の発展に繋がります。

(2) 災害時の情報伝達手段確保に向けた支援

住民への情報伝達が確実にいえるよう地方公共団体のニーズに応じた整備計画等のアドバイスを実施するとともに、迅速な無線局許認可処理を図るなどにより「防災行政無線」の高度化を促進します。

また、非常災害時又は災害が発生するおそれがある場合には、地方公共団体に対して災害対策用移動通信機器をプッシュ型で貸与するとともに、全国の総合通信局に配備している移動電源車などを相互に貸し出すなど柔軟に運用することにより、災害によって停電した電気通信設備や放送設備等の運用に必要な電力供給を支援するほか、各機関が開催する防災訓練に積極的に参加して、こうした機器支援の活用方法などを広く周知します。

(3) 災害時の情報伝達手段確保に向けた連携強化

災害時における情報伝達手段確保のため、これまでの対応策を踏まえ、通信事業者、放送事業者、地方公共団体や国の出先機関等の関係機関と連携を密にして、障害原因の把握や災害対応に必要な情報の共有を図るとともに、平時から、これらの関係機関と連絡窓口を交換・共有するなど連携体制を強化するほか、「臨時災害放送局設備」等の展開訓練なども実施します。

また、大規模災害発生時には、「総務省・災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)」を地方公共団体に

派遣し、情報通信分野における被災現場のニーズを踏まえたきめ細かな連絡・調整等を行うことによって、情報伝達手段の確保に取り組みます。

(4) 非常通信協議会との連携による災害への備え

関東地方非常通信協議会との連携による非常通信訓練や通信機器の総点検等を実施するとともに、防災・減災への知識やノウハウに関する非常通信セミナーを開催するなどにより災害時における確実な通信環境の維持を図ります。

Ⅲ 電波の有効利用の促進

1 情報社会を脅かす重要無線通信妨害の迅速な排除と未然防止

(1) 24時間体制による電波監視の強化と妨害原因の分析

全国の「重要無線通信妨害」の申告を24時間365日体制で受け付け、的確な初動対応により、人命・財産等の安全を脅かす不法無線局等の妨害源の迅速な排除に努めるとともに、三浦電波監視センターにおいても、船舶・航空機の短波帯通信や衛星通信などの重要無線通信に対する妨害の排除に努めます。

特に大規模なイベント及び要人の来訪等の重要な行事に際しては、重要無線通信妨害の迅速な排除のための電波監視を強化します。

また、重要無線通信に障害を与える電波・電気雑音等の発射源を速やかに発見する手法や根本原因の分析・検討・対策のほか、5G及びローカル5Gの基地局が使用する各周波数帯域の電波監視に有効な監視設備や監視手法について、調査・検討します。

(2) 不法無線等の未然防止

「技術基準不適合設備」の流通を抑止するため、無線設備試買テストの結果に基づき「技術基準不適合設備」等の製造・販売業者に対する販売中止・回収要請等を行うほか、電波監視の取組成果を局ホームページやソーシャルメディアを活用して広く一般に周知し、法令遵守の意識を喚起することで、不法無線の使用等に係る未然防止対策を強化します。

(3) 国際監視局としての国際貢献

三浦電波監視センターでは、国内外から発射される短波帯以下の周波数の電波の監視を行い、国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU）へ定期的に報告することにより、国際貢献に努めます。

また、国際宇宙電波監視会合等に参加し、参加国との連携を図り、宇宙電波監視分野での国際協力を努めます。

これらに加えて、ITUや外国主管庁からの要請による有害な混信源の調査活動に積極的に協力することにより、国際監視局としての役割を果たしていきます。

2 電波の利用促進と健全な利用環境の整備

(1) 携帯電話の不感エリア解消に向けた支援

非常時の通信確保に備えるため、在来線トンネルにおける携帯電話の不感エリアの解消を支援します。

また、住民や観光客の安心・安全の確保や観光振興等のため、道路、山岳地域における登山道、観光

地等における携帯電話のエリア拡大を支援します。

(2) 電波利用ニーズに対応した電波の有効利用の促進

電波の有効利用の促進に向けて、特定実験試験局制度や適合表示無線設備を使用する実験試験局に係る簡易な免許手続き等を周知するほか、無線局の電子申請・届出システムの利用促進に向け、地域のイベントにおける周知活動を行います。

(3) 安全な海上の利用環境のためのインフラ整備の促進

小型漁船及びレジャー船舶等の航行の安全と、人命を守るための海上無線システム(国際VHFと簡易型AIS)の整備を促進するため、海上保安庁及び関係団体と連携し周知を図ります。

(4) 適正な電波利用環境の周知啓発等の推進

電波の安全性への理解を広げるため、医療分野における安心・安全な電波利用の促進に向けた「手引き(改定版)」の周知や電波管理体制の構築に係るグッドプラクティスの共有を通じて、医療機関における電波利用環境の整備のための支援を行うとともに、5Gを含む電波利用システムが健康に与える影響を懸念する声に対応するため、電波の安全性への理解を広げるための周知活動に取り組みます。

また、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に関係省庁・関係団体等と連携した電波利用ルールの周知活動に努めたり、捜査機関と共同で不法無線局の取締りを強化することで、電波利用環境の保護を推進します。